

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

○秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(三二・総務課)……………1

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(三二・財政課)……………1

### 訓 令

○許可可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(二・総務課)……………3

○秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(三・情報公開センター)……………4

## 規 則

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第三十一号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表試験研究推進課の項中「試験研究推進課」を「科学技術課」に改め、同表医務薬事課の項中「保健医療IT化推進チーム」を「保健医療IT化推進チーム」に改める。  
医師確保対策推進チーム」に改める。

第四条第一号中「第六条の二試験研究推進課の項第一号」を「第六条の二科学技術課の項第一号」に改め、同条第二号中「第六条の二試験研究推進課の項第三号」を「第六条の二科学技術課の項第三号」に改める。  
第九条第一項中「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の

表第二号及び第三号を次のように改める。

二	主幹	上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。
三	副主幹	上司の命を受けて、特定の重要事項の企画、調査等に関する事務をつかさどる。

第九条第一項の表第五号中「分掌する」を「つかさどる」に改め、同表第六号中「事務」の下に「又は技術」を加え、同表に次の一号を加える。

七	技師	上司の命を受けて、事務又は技術をつかさどる。
---	----	------------------------

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。  
第七条中「第十一条第一項産業経済政策課の項第十一号」を「第十一条第一項産業経済政策課の項第九号」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第八条第一項環境あきた創造課の項第四号及び第六号」を「第八条第一項環境あきた創造課の項第一号及び第五号」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 医師確保対策推進チームは、組織規則第七条第一項医務薬事課の項第三号に掲げる事務のうち、県外からの医師の招へい及び県内における医師の定着に関する事務を分掌する。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第三十二号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「科目更正」を「更正」に、「第百七十一条」を「第百七十一条」に、「使用貸付等」を「使用及び貸付等」に、「公有財産の台帳等」を「公有財産台帳等」に改め、「第七節削除」及び「第四百七十七条」を削る。

第二条第三項第六号中「地域振興局総務企画部出納室」の下に「(総務企画部出納室を置かない地域振興局にあつては、総務企画部総務課とする。以下同じ。)」を加え、同項第十四号中「(地域振興局を除く。)」にあつては各総務班長及び「にあつては、」に、「地域振興局にあつては総務企画部総務経理課の各総務班長」を「を含む。」に改める。

第三条第一項中「決裁を要する事項」を「決裁事項(決裁を要する事項をいう。以下同じ。)」に改め、「局長(国体・障害者スポーツ大会局長をいう。以下同じ。)」を削り、「限りで専決処理できる事項」を「専決事項(専決の処理ができる事項をいう。以下同じ。)」に改め、「部局長専決事項」を「部局長の専決事項」に、「局長専決事項及び課長専決事項(国体・障害者スポーツ大会大会総務課長専決事項を除く。)」を「課長の専決事項」に、「国体・障害者スポーツ大会大会総務課長についての課長専決事項にあつては局長の、室長専決事項」を「室長の専決事項」に、「総務班長専決事項」を「総務班長の専決事項」に改め、同項第一号中、「局長」を削り、同号の表中

裁事項	部局長共通専決事項	課長共通専決事項	総務
班長共通専決事項	を	知事の決裁事項	部局長の専決
事項	課長の専決事項	総務班長の専決事項	に

改め、同表(十)の項中「総務班長共通専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「第八十五条第二項第五号」を「第八十五条(支出負担行為)第二項第五号」に改め、同表(六)の項中「総務班長共通専決事項」を「総務班長の専決事項」に改め、同表(六)の項中「総務班長共通専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「第八十五条(支出負担行為)第二項第四号」を「第八十五条(支出負担行為)第二項第四号」に改め、同表(七)の項中「(秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)によるものを除く。以下同じ。)」を削り、同表(五)の項中「総務班長共通専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「第八十五条第二項第六号」を「第八十五条(支出負担行為)第二項第六号」に改め、同表の備考第一号を削り、同表の備考第二号中「(一)」を「警察本部における(一)」に、「警察本部における」を「規定の」に、「課長共通専決事項」を「課長の専

決事項」に、「会計課長専決事項」を「会計課長の専決事項」に改め、同表の備考第二号を同表の備考第一号とし、同表の備考第三号中「あつては、」を「おける」に、「課長共通専決事項」を「課長の専決事項」に、「室長共通専決事項」を「室長の専決事項」に改め、同表の備考第三号を同表の備考第二号とし、同表の備考第四号中「課長共通専決事項」を「課長の専決事項」に、「県議会議務局政務調査課長専決事項」を「県議会議務局政務調査課長の専決事項」に、「総務班長共通専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「県議会議務局政務調査課長専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「県議会議務局政務調査課長専決事項」を「総務班長の専決事項」に改め、同表の備考第四号を同表の備考第三号とし、同表の備考第二号中「総務企画部長専決事項」を「総務企画部長の専決事項」に改め、同項第三号中「出納局長専決事項」を「出納局長の専決事項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 財政課長の専決事項

歳出予算の目内流用に関すること。

第三条第一項第五号中「出納局会計管理課長専決事項」を「出納局会計管理課長の専決事項」に改め、同項第六号中「出納局総務事務センター長専決事項」を「出納局総務事務センター長の専決事項」に改め、同項第四号中「第二条第三項第十二号(一)」を「前条第三項第十二号(一)」に改め、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 教育委員会総務課長の専決事項

集中処理に係る給与及び共済費の支出命令に関すること。  
警察本部警務課長の専決事項

集中処理に係る給与及び共済費の支出命令に関すること。  
第五条中「ところ」を「合議事項(合議を要する事項をいう。以下同じ。)」に改め、同条第一号中「及び財政課長合議事項」を「及び財政課長の合議事項」に改め、同号の表中「総務企画部長合議事項」を「総務企画部長の合議事項」に、「財政課長合議事項」を「財政課長の合議事項」に改め、同条第二号中「及び会計管理課長の職にある出納員の合議事項」を「及び会計管理課長の職にある出納員の合議事項」に改め、同号の表中「会計管理者合議事項」を「会計管理者の合議事項」に、「出納員合議事項」を「出納員の合議事項」に改め、同条第三号中「及び会計管理課長合議事項」を「及び会計管理課長の合議事項」に改め、同号の表中「出納局長合議事項」を「出納局長の合議事項」に改め、同条第四号中「財務執行管理員合議事項」を「財務執行管理員の合議事項」に改める。

第六条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、同条第九項中「とする。」を削り、同項を同条第七項とする。

第八条の第二項中「決裁を要する事項」を「決裁事項」に、「又は」を「(総務経理課を置かない地域振興局にあつては総務課長及び経理課長とする。以下同じ。)」又は「に、」限りで専決処理できる事項」を「の専決事項」に、「部長専決事項」を「部長の専決事項」に、「チームリーダー専決事項」を「チームリーダーの専決事項」に、「総務経理課長専決事項」を「総務経理課長の専決事項」に、「総務班長専決事項」を「総務班長の専決事項」に改め、同項第一号の表中

地域振興局長決裁事項	部長共通専決事項	総務経理課
長専決事項	総務班長専決事項	を
裁事項	部長の専決事項	総務経理課長の専決事項
		総務班
長の専決事項	に改め、同表(二)の項中「総務班長専決事項」を	

「総務班長の専決事項」に、「第三条第一項第一号」を「第三条(決裁区分)第一項第一号」に、「第八十五条第二項第五号」を「第八十五条(支出負担行為)第二項第五号」に改め、同表(七)の項中「総務班長専決事項」を「総務班長の専決事項」に改め、同表(八)の項中「総務班長専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「第八十五条第二項第四号」を「第八十五条(支出負担行為)第二項第四号」に改め、同表(九)の項中「総務班長専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「第八十五条第二項第六号」を「第八十五条(支出負担行為)第二項第六号」に改め、同表の備考中「部長共通専決事項」を「部長の専決事項」に、「チームリーダー専決事項」を「チームリーダーの専決事項」に改め、同項第二号中「総務企画部長専決事項」を「総務企画部長の専決事項」に改め、同号(一)中「部長共通専決事項、総務経理課長及び総務班長専決事項」を「部長、総務経理課長及び総務班長の専決事項」に改め、同号(二)中「地域振興局長決裁事項、部長共通専決事項、総務経理課長専決事項及び総務班長専決事項」を「地域振興局長の決裁事項並びに部長、総務経理課長及び総務班長の専決事項」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に、「北秋田

地域振興局大館福祉環境部の総務を担当する班長」を「総務班長」に、「が専決できるもの」を「の専決事項」に改め、同条第三項中「総務企画部出納室長」の下に「(総務企画部出納室長を置かない地域振興局にあつては、総務企画部総務課長とする。以下同じ。)」を加え、「限りで専決できる事項」を「の専決事項」に改め、同項第一号中「総務企画部長専決事項」を「総務企画部長の専決事項」に改め、同項第二号中「総務企画部出納室長専決事項」を「総務企画部出納室長の専決事項」に改め、同条第四項中「が専決できるもの」を「の専決事項」に改め、同条第五項中「第五項」を「第六項」に、「生涯学習センター所長」を「図書館長」に、「第八項」を「第七項」に、「専決できること」を「専決事項」に、「農林水産技術センター企画経営室長」を「農林水産技術センター総務管理室長」に、「生涯学習センター副所長」を「図書館副館長」に、「が専決できるもの」を「の専決事項」に改め、同条第六項中「が専決できるもの」を「の専決事項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「総務班長専決事項」を「総務班長の専決事項」に、「者が専決できるもの」を「者の専決事項」に改め、同項の表埋蔵文化財センターの項を削る。

第八条の三第一項第二号中「北秋田地域振興局総務企画部長」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所の総務班長」に改め、同項第四号及び第五号中「北秋田地域振興局大館福祉環境部」を「北秋田地域振興局総務企画部大館事務所」に改め、同条第三項中「前条第六項及び第七項」を「前条第五項及び第六項」に改め、「それぞれ」の下に「東京事務所」の総務班長、」を加え、「生涯学習センター」を「図書館」に改め、同条第四項中「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項の表中「埋蔵文化財センター総務課長」を削り、「生涯学習センター」を「図書館」に改める。

第十条第一項中「限りで専決処理できる事項」を「の専決事項」に改め、同項第一号中「会計管理課長専決事項」を「会計管理課長の専決事項」に改め、同項第二号中「総務事務センター長専決事項」を「総務事務センター長の専決事項」に改め、同号(四)中「出納執行」の下に「(地方公所に関するものを除く。)」を加える。  
第十条の二の見出し中「会計管理者決裁事項」を「会計管理者の決裁事項」に改める。  
第十一条第五項中「東京事務所にあつては」及び「北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所にあつては物産及び観光を担当する班長である副出納員が」を削る。

第十三条第一号の表中

企画政策課総務班長
観光及び物産を担当する班長

を  
総務班長  
に改め、同条

第二号の表地域振興局の項中「室長」を「出納室長」に改め、

同表中 所長並びに観光及び物産を担当する 班長以外の職員	を	所長及
------------------------------------	---	-----

び総務班長以外の職員  
に改める。

第六十条中「証票」を「証紙売りさばき人証票（様式第一号）」に改める。

第六十条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、前条中「証紙売りさばき人証票（様式第一号）」とあるのは、「収納計器取扱人証票（様式第二号）」と読み替えるものとする。

第六十九條第一項本文中「ときは、」の下に「証紙消印（様式第三号）により」を加える。

第七十三条第二項中「委託証明書」を「歳入の徴収（収納）事務委託証明書（様式第四号）」に改める。

第七十四条第二項中「現金領収印」の下に「（様式第五号）」を加える。

第七十八条第一項中「現金領収印」の下に「（様式第六号）」を加える。

第九十二条の見出し中「更迭届」を「変更届」に改め、同条第一項中「更迭」を「変更」に、「代表者更迭届」を「代表者変更届」に改め、同条第二項中「代表者更迭届」を「代表者変更届」に、「代表者更迭確認通知書」を「代表者変更確認通知書」に改める。

第一百三十二条第一項中「送付するとともに、債権者（給与又は恩給等に係る債権者を除く。）に口座振替済通知書を」と及び「及び口座振替済通知書」を削る。

第二百八十七条の見出しを削る。

第二百八十八条第一項、第二百二十八条第三項及び第二百二十九条第二項中「三・四パーセント」を「三・七パーセント」に改める。

第二百三十四条の見出しを削る。

第十三章第四節の節名中「貸付等」を「及び貸付等」に改める。

第三百四十条の見出しを削り、同条第二項中「貸付等」を「及び貸付等」に改める。

第三百九十四条の見出しを削る。

第四百一条の見出しを削る。

第四百六条を削る。

第四百七条の見出しを削り、同条を第四百六条とする。

別表第一健康福祉部の項中「保健医療IT化推進チームリーダー」を「各チームリーダー」に改め、同表産業経済労働部の項中

「各室長」を「誘致企業室長」に改め、同表出納局の項中

課長 務事務センター長	を	各課長 総務事務センター長
----------------	---	------------------

公共建築物  
活用室長  
に改める。

別表第二知事公室長の項中「消防学校」の下に「地域振興局」を加え、同表総務企画部長の項中「地域振興局、」を削り、同表健康福祉部長の項中「児童会館」を削り、同表建設交通部の項中「秋田中央道路建設事務所、」を削る。

別表第二の二第二十四号の十一の次に次の二号を加える。  
二十四の十二 介護支援専門員再研修手数料  
二十四の十三 主任介護支援専門員研修手数料

別表第二の二第六十号の次に次の四号を加える。  
六十の二 登録販売者試験の受験の出願手数料  
六十の三 販売従事者登録の申請手数料  
六十の四 販売従事者登録証の書き換え交付申請手数料  
六十の五 販売従事者登録証の再交付申請手数料

別表第二の二第八十七号中「平成十八年厚生労働省告示第九十九号」を「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」に改める。

様式第一号から様式第四十六号までを削り、様式第四十七号を様式第一号とし、様式第四十七号の二を様式第二号とする。

様式第四十八号から様式第五十六号の二までを削り、様式第五十七号を様式第三号とする。

様式第五十七号の二、様式第五十八号及び様式第五十九号を削り、様式第六十号を様式第四号とする。

様式第六十一号及び様式第六十二号を削り、様式第六十三号を様式第五号とする。

様式第六十四号から様式第六十八号までを削り、様式第六十九号を様式第六号とする。

様式第七十号から様式第三百二十四号までを削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第2号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令  
許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三条第一項に規定する課及びセンター、同

条第二項に規定する課並びに同規則」を「第三条及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県訓令第三号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

別表総務企画部国体・障害者スポーツ大会局長印の項を削り、同表の備考一中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「、同条第二項に規定する課」を削り、同表の備考二中「第十五条の四第三項」を「第十五条の四第一項」に改め、「(仙北地域振興局農林部仙北平野農村整備事務所長を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 ( 税 込 )

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubara-rintsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄